

# 会計基準の国際的統合化と 確定決算主義

立教大学経済学部准教授 坂本雅士



はしがき 本稿は、平成21年4月16日開催の税務会計研究会における、立教大学経済学部准教授 坂本雅士氏の『会計基準の国際的統合化と確定決算主義』と題する講話内容を取りまとめたものである。

## 1. はじめに

立教大学の坂本でございます。私に与えられたテーマは確定決算主義です。国際財務報告基準(IFRS)への税務上の対応を確定決算主義の視点から論ずることが私に求められている役目だと理解しております。

報告の目的は、次の2点となります。まず、主要国における会計と税務の関係、コンバージェンスあるいはアドプションへの対応を整理します。昨年、財務会計基準機構(FASB)及び企業会計基準委員会(ASBJ)からの委託研究としてEU主要国(ドイツ、フランス、イギリス)へリサーチトリップの機会を得ました。その際、各国の会計基準設定機関、財務省、監査法人等へインタビューを実施しております<sup>1</sup>。日本の確定決算主義と同様な課税所得計算構造を有するドイツやフランスにおけるIFRSへの

税務上の対応、そして連単財務諸表の関係についての情報は、今後のわが国の会計と税務の関係を考える上で有益な示唆を与え得るといえます。

次に、日本がアドプションした場合の連単財務諸表の関係を考えてみます。本年2月4日に、金融庁の企業会計審議会・企画調整部会から「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」が公表されました<sup>2</sup>。ここでは、IFRSの適用対象、そして任意適用や強制適用について述べられています。中間報告案を整理し、関連諸法制へのインパクトを始め、IFRS導入の影響が最も小さくなる選択肢を検討することが趣旨です。その上で確定決算主義に係る論点を確認します。恐らくターゲットは損金経理要件になると考えられますが、そこに至るまでの議論を整理していきたいと思っています。したがって、各論的な検討については別の機会に譲らせていただきます。

## 2. 確定決算主義の意義と採用論拠

まず、今回の報告テーマである確定決算主義について、その意義と採用論拠を確認しておきます。

確定決算主義は1947年に申告納税制度が導入

<sup>1</sup> 詳細については、FASB[2008]、『企業会計と税法等との調整に関する現状分析と課題』を参照。

<sup>2</sup> 中間報告案は2月4日から4月6日までパブリックコメントに付され、それを受けた修正案は6月11日開催の第16回企画調整部会において審議された。その後、6月16日付で同部会における中間報告として公表されている。

されて以来、わが国税法が一貫して採用しており、かつ課税所得の算定上において極めて重要性が高いものです。確定決算主義の意義については、法人税法74条1項の「内国法人…は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき…申告書を提出しなければならない。」という条文がしばしば引き合いに出されます。それに対して、同項は申告の仕方に関する手続き的な規定にすぎないという批判もあります。また、確定決算主義を課税所得の算定方式と位置づける論者の中にも、その内容には相違がみられます。このように確定決算主義には、74条1項に対する解釈とも相俟ってさまざまな捉え方があるといえるでしょう。本報告では、いわゆる確定決算主義を広義の課税所得の算定方法と位置づけ、その内容として次の3点をあげることにします。

まず、課税所得計算において、決算上、費用又は損失として経理されていること、すなわち損金経理（法人税法2条25号）等を要件とすることです。2点目として、別段の定めがなければ「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」、すなわち公正処理基準に従い計算することです（法人税法22条4項）。3点目として、確定した決算に基づいて課税所得を計算し申告することです（法人税法74条1項）。

次に、確定決算主義の採用論拠です。ここでは代表的なものをいくつかあげておきます。最も大きな理由は、税務行政の便宜のためです。会社法会計により公正な会計慣行のもと計算された企業利益を基礎として、それに税法上必要な修正を行うことは、税法においても必要な部分修正事項だけを規定すれば良いということになり、課税の簡便性ないし便宜性が得られることとなります。その他にも、課税所得の計算上、確定した決算に表明された企業の意思を重視することにより計算の信頼性ないし客観性を担保し、もって課税の安定ないし法的安定性を得ることができることや、確定した決算において利益を計上して配当を行いながら、他方、税務上は

法人税を納付しないという国民感情から受け入れ難い事態の発生を防ぐこと等があげられます。

### 3. 主要国における会計と税務の関係

ところで、今確認しました確定決算主義ですが、このような視点は諸外国においても存在しております。

まず、イギリスです。財政法（Finance Act；FA）には、「課税所得は一般に公正妥当と認められた会計実務（Generally Accepted Accounting Practice；UK GAAP）に基づく会計を基礎に計算されなければならない」と謳われています（FA2002 § 103）。この条項の起源は1998年財政法42条であり、GAAPという文言は2002年財政法で取り入れられました。これはわが国の公正処理基準の規定に相当すると考えることも可能です。ただし、損金経理要件はありません。減価償却を例にとってみると、会計上の減価償却費は税務上で一旦すべて否認され、資本控除（capital allowance）という形で別途控除されます。この点、会計と税務は分離されております。

続いて、アメリカです。イギリス同様、会計と税務とが分離している、いわゆるセパレート・システムの代表的な国のように思われていますが、内国歳入法（Internal Revenue Code；IRC）には「会計方法の総則」として、「課税所得は、納税義務者が帳簿記入を行うに際し規則的に採用している会計方法に従って計算されなければならない」（IRC § 446(1)）と規定されています。これは、Book Conformity Requirementと呼ばれており、明文化されたのは1918年のことです。わが国の法人税法22条4項の制定（1967年）に遡ること半世紀、すでにアメリカ税法には、企業会計への依存規定が生成していたこととなります。規則にも、課税所得計算における「一般に認められた会計原則（Generally Accepted Accounting Principles；GAAP）」の使用について触れられています

(Reg. § 1.446-1(a)(2))。また、アメリカにも、極めて限定的ではありますが、損金経理要件が存在します。よく知られているのは後入先出法(LIFO)です。これはLIFO Conformity Requirement (Reg. § 1.472-2(e))と呼ばれ、1939年に制定されました。日本で損金経理要件が制定されたのが1965年ですから、やはりアメリカの方が早く同趣旨の規定を導入していたといえます。しかし、損金経理を要請する項目が限定的なこともあり、全体として見た場合にはやはり会計と税務が分断されている印象を受けます。

イギリス、アメリカと慣習法系の国が続きますので、ここで成文法系の国も取り上げたいと思います。例えば、ドイツですが、ご存じのとおり「税務貸借対照表に対する商事貸借対照表の基準性原則 (die Maßgeblichkeitsprinzip des Handelsbilanzrechts für die Steuerbilanz)」, いわゆる基準性原則があります。基準性原則の根拠条文は、所得税法 (Einkommenssteuergesetz; EStG) 5条1項です。そこには「法律の規定に基づいて記帳を行うこと、及び定期的に決算書を作成することが義務づけられている事業主、又はそうした義務なしに記帳し、定期的な決算書を作成する事業主は、事業年度末に商法上の正規の簿記の諸原則 (Grundsatz ordnungsmäßiger Buchführung; GoB) に従って表示されるべき事業用資産を計上しなければならない」と規定されています。基準性原則により、商法 (Handelsgesetzbuch; HGB) 上の計算に含められた項目及びその金額が、課税所得計算にも適用されることとなります。商法における会計規制が税務に対して優位に立っており、商法と税法が密接に結びついています。

同様な状況にあるのが同じく成文法系のフランスです。商法典 (Code du Commerce) が概括的な会計規定を定めるに留まっており、会計実務への適用指針となっているのがプラン・コンタブル・ジェネラル (Plan Comptable Général; PCG) です。PCGは経済大臣の諮問機関である国家会計審議会 (Conseil national de

la comptabilité; CNC) により作成されたものですが、経済大臣令ないし省令 (arrêté) により承認され、一般的強制力のある法令として位置付けられています。租税一般法 (Code général des impôts; CGI) には、企業は税法規定と相容れない場合を除き、PCGの規定を重んじなければならない旨が謳われており (CGI, art. 38-4), 商法典と税法における会計規制がPCGによって共通的に規制されています。したがって、フランスにおいても会計と税務は密接な結びつきがあると結論づけることができるかと思えます。

以上、主要国における会計と税務の関係について概観しました。そこから、次のことが明らかになります。まず、法人税の課税所得の計算方法についてです。企業会計との関係から、しばしばセパレート・システムとユニホーム・システムという2つの類型に分類され、両者はあたかも対極の内容を有するかのよう論じられる傾向があります。しかし、その差は会計と税法とがリンクする程度の差に過ぎず、法人所得課税の根底には企業会計に基づくという自然な前提が存在していることが確認できます。どこの国にも日本の確定決算主義と同様な視点を見出すことができるわけですが、所得を課税ベースとしている限り、これは当然のことかもしれません。また、税務に関係する企業会計が直接的には商法 (会社法) 会計であることに注目して両者の関係を考えた場合、ドイツやフランスのように商法と税法とが密接に結びついている国と、アメリカやイギリスのように結びつきが弱い国とに分類することができるかと思えます。

#### 4. IFRS 導入と連単財務諸表の関係

ここまでの検討を踏まえた上で、EU諸国におけるIFRS導入の影響を、連単財務諸表の関係という視点から確認していきます。

まず、イギリスですが、会計基準の適用関係は図表1のようになっています。イギリスには

図表1 イギリスにおける会計基準の適用関係

	ロンドン証券取引所 (AIMを含む) 上場企業	PLUS 上場企業 非上場企業	
		小規模企業以外	小規模企業
連結財務諸表	IFRS	IFRS or FRS	IFRS or FRS or FRSSSE
個別財務諸表	IFRS or FRS	IFRS or FRS	IFRS or FRS or FRSSSE

大まかに3つの会計基準が存在しています。IFRS、そして自国基準である財務報告基準 (Financial Reporting Standards ; FRS)、小規模企業のための財務報告基準 (Financial Reporting Standard for Small Entities ; FRSSSE) です。また、市場も3つ存在しております。EUの規制対象となるロンドン証券取引所、新興企業を対象としたAIM (Alternative Investment Market)、小規模企業を対象としたPLUSです。

ロンドン証券取引所とAIMについてですが、連結財務諸表はIFRSにより作成されます。なお、EUの規制対象はロンドン証券取引所のみですが、AIMは2007年以降、自主規制によりIFRSを強制適用しています。それに対して、個別財務諸表はIFRSとFRSの選択適用です。両者は近年の急速なコンバージェンスによりその差異は小さいとはいえ、2つの基準が存在することとなります。それでは、実務上はどちらが用いられているかという点、ほとんどの会社がFRSを採用しているようです。IFRSで作成するとディスクロージャーの範囲が広がることがその要因だといえます。また、すでにご報告しましたが、課税所得はUK GAAPに基づく会計を基礎に計算されます。UK GAAPには、FRSのみならずIFRSも含まれるので、FRSを基礎とする課税所得とIFRSを基礎とする課税所得の2つが存在することとなります。この点、興味深い事実ではありますが、課税の公平の観点からは問題だといえるでしょう。

続きまして、PLUSと非上場企業についてですが、ご覧いただいたとおり、IFRS、FRS、

FRSSSEの3つが存在しており、企業規模に応じ会計基準が重層化しています。このうち、FRSSSEは、ディスクロージャーを簡略化しているだけで基本的にFRSと同じであるため、実質的には2つといっても差し支えないかと思えます。課税所得計算については、先程の指摘と同様な問題が生ずると思われる。

以上、概観したように、イギリスはIFRS導入が進んでいる国だといえます。これは、ロンドンに国際会計基準審議会 (IASB) 本部があることも無関係ではないでしょう。イギリス中央政府の財務諸表も、2009-10年度よりIFRSに準拠して作成されることになりました。当初は、2008-09年度からの予定でしたが、2008年予算書で延期が公表されています。なお、その場合でも各府省は2008-09年度から、従来のUK GAAPに準拠した財務諸表と共にIFRSによる財務諸表をも作成することになります。IFRS1号が、比較のために最低でも前年度の財務諸表の作成を求めているからです。

次に、ドイツの会計基準の適用関係です。図表2をご覧ください。ドイツの会計基準には、IFRSとHGBの計算規定の2つがあります。上場企業の連結財務諸表は、IFRSにより作成されます。それに対して個別財務諸表はHGBで作成しています。個別財務諸表は配当や課税所得計算の基礎として位置づけられており、IFRSを用いることは不適切であるとの考えによります。個別財務諸表をIFRSで公表することも可能ですが、その場合でもHGBによる作成は必須となっています。次に、非上場企業についてですが、連結財務諸表にはIFRSと

図表 2 ドイツにおける会計基準の適用関係

	上場企業	非上場企業
連結財務諸表	IFRS	IFRS or HGB
個別財務諸表	HGB (+ IFRS 公表可)	HGB (+ IFRS 公表可)

図表 3 フランスにおける会計基準の適用関係

	Euronext 上場企業	Euronext 上場企業以外
連結財務諸表	IFRS	IFRS or PCG
個別財務諸表	PCG	PCG

HGBの選択適用が認められています。この理由は、非上場企業であっても国際的な活動を行っている場合、IFRSに準拠した連結財務諸表を作成した方が有利なケースが想定されるからです。個別財務諸表の取扱いは上場企業と同じになります。

結果として、個別財務諸表と連結財務諸表とで用いられる会計基準が異なり、いわゆる「連単分離」となっています。この場合、上場企業のうち、連結子会社がないことから個別財務諸表のみを作成している企業にIFRSを適用するかどうかという問題が生じます。規則では、IFRSを義務付けてはならず、HGBで作成することになるので、上場企業では子会社の有無によって異なる会計基準が用いられることになります。これは、企業間での比較可能性を損なうことにつながりますが、現在のところ、ドイツには子会社を持たない上場会社は存在しないため、この問題は顕在化していません。

ドイツでは連結財務諸表にIFRSが導入された当初、その影響が個別財務諸表にも及ぶことが懸念されていました。そして、HGBの計算規定とIFRSとのコンバージェンスの観点から、HGBの計算規定の現代化及び規制緩和を図るべく貸借対照表法現代化法(BilMoG)案が検討されました。これはHGBをIFRSに近づけるという形での改正ですが、同時に中小企業への規制緩和を盛り込んでいます。非上場企業が抱えている危惧、すなわち全企業へのIFRS強

制適用という危惧を取り除くことが、その趣旨に含まれているものと解されます。なお、本年3月26日、BilMoG案は国会で可決成立しており、2010年1月1日以後開始する事業年度から適用することができます。

続いて、フランスの会計基準の適用関係です。図表3をご覧ください。フランスの会計基準にはIFRSとPCGの2つがあります。また、フランスの資本市場としては、ユーロネクスト(Euronext)があります。ユーロネクストの性格は、国内資本市場というよりはむしろ国際資本市場です。さらに、規模は極めて小さいものの、国内資本市場として性格づけることができる2つの市場が存在しています。1つは、中小企業向けの資本市場であるマルシェ・リブレ(Marché Libre)で、他の1つはベンチャービジネス向けの資本市場であるマルシェ・アルターネクスト(Marché Alternext)です。双方ともにEUの規制対象外です。

連単財務諸表の関係を確認しますと、ユーロネクストへ上場している企業の連結財務諸表はIFRSに準拠して作成されます。その他の市場に上場している企業や非上場企業については、原則としてPCGで作成することとなります。連結財務諸表をIFRSで作成することも容認されていますが、これはドイツの場合と同様の理由によります。

個別財務諸表にはIFRSを適用せず、連単分離となっています。これは配当や課税所得計算

図表4 制度会計の関係にみるIFRSへの対応

3つの制度会計の関係	対応	例となる国
証券市場向けの会計, 「会社法会計 + 税法会計」	連結と個別の分離	ドイツ, フランス
「証券市場向けの会計 + 会社法会計」, 税法会計	会計と税務の分離	アメリカ, イギリス

との関係,あるいは中小企業に対する影響から、基本的にドイツと同じ理由です。なお、フランスでは連結財務諸表へのIFRS適用が決まった直後の2003年より、IFRS導入を検討するためのプロジェクトがCNC内に発足しました。その中の1つに税務プロジェクトがあります。そこでは、PCGとIFRSをコンバージェンスした場合の会計と税法の関係や、個別財務諸表へIFRSの適用を認めた場合の実務上の問題点等がまとめられています。

ここまで報告しました、会計と税務の関係、そしてIFRSへの対応をまとめたのが図表4です。先にみたとおり、各国における制度会計の関係は、商法と税法とが密接に結びついている国とそうでない国とに分類することができます。どちらの類型に区分されるかにより、IFRSへの対応も二通りに分類されることが確認できます。

商法と税法との結びつきが強いほど、個別財務諸表を配当・課税ベースの把握の手段として機能させる傾向が強まり、反対に両者の結びつきが希薄であればあるほど個別財務諸表に配当・課税ベースの把握としての手段としての機能を期待しなくなります。したがって、両者の関係が密な国では、IFRSの影響を個別財務諸表へ及ぼさないために連単分離が行われ、それに対して、両者の関係が希薄な国ではもとより個別財務諸表と税務とが乖離しているため、会計と税務を切り離しての対応が可能だといえます。ドイツ・フランスは連単分離によって、そしてアメリカ・イギリスは会計と税務の分離により、IFRSへ対応しているといえます。

これを日本に当てはめてみると、確定決算主義によって会社法と税法とが密接に結びついています。そう考えると、アドプシオンへの対応

として中間報告案で示されている連結先行、いわゆる一時的な連単分離というのは、ある程度、予想されていた展開だともいえます。

ここまでの、報告の大きな目的の1つ目となります。

## 5. 中間報告案について

次に、報告の大きな目的の2つ目として、日本がアドプシオンした場合の連単財務諸表の関係を考えてみます。本年2月に、金融庁の企業会計審議会・企画調整部会から中間報告案が公表されました。そこでは、IFRSの適用対象、そして任意適用や強制適用について述べられています。まず、中間報告案を整理し、アドプシオンに係る問題点を確認します。その上で、関連諸法規へのインパクトを始め、IFRS導入の影響が最も小さくなる選択肢を検討します。

中間報告案の骨子は、①IFRSの任意適用については、例えば、2010年3月期の年度財務諸表から一定の上場企業の連結財務諸表に認めることが考えられる(ただし、諸情勢を見極めた上で判断する必要がある)、②IFRSの強制適用については、1つの目途として2012年に判断することが考えられるが諸情勢やIFRSの任意適用の適用状況次第で前後しうる(判断時期は将来決定する)、というものです。

ここから、次の論点が浮き彫りになります。1つはIFRSの適用対象であり、他の1つは適用を義務付けるかどうかです。この2つの視点から考えてみます。

### (1) 適用対象

中間報告案では、まず一定の上場企業の連結

財務諸表に対して任意適用を認める方針を示しています。ここでいう「一定の上場企業」とは何を指すのでしょうか。少し長いですが引用してみると「継続的に適正な財務諸表が作成・開示されている上場企業であり、かつ、IFRSによる財務報告について適切な体制を整備し、前記のIFRSに基づく社内の会計処理方法のマニュアル等を定め、有価証券報告書等で開示しているなどの企業であって、国際的な財務活動を行っている企業又は市場において十分周知されている一定規模以上の企業等」とあります。ここから、上場企業（約3,900社）のうち、特定の要件を満たす企業が想定されていることがわかります。

将来的に強制適用になった場合には、「現時点では」という但し書きを付けながらも上場企業へ適用する考え方が示されています。いずれにしても、非上場企業は対象から外れていますが、これは上場企業に比してグローバルな投資対象になっておらず、また、IFRS適用は負担が大きいことを配慮してのことだと考えられます。ただし、非上場であっても、将来の上場を目指している場合等、IFRSで財務諸表を作成した方が有利なケースも想定し得るので、この点は今後、留意すべきです。これについては、先程のEU諸国の行き方が参考になります。

次に、連結財務諸表に限定している点です。これは、日本基準（Japanese-GAAP；J-GAAP）による個別（単体）財務諸表の作成にこだわる理由と表裏一体です。投資家に対するディスクロージャーが連結財務諸表を中心に行われている（現に、アメリカでは個別財務諸表は非開示）ことを考えると、連結財務諸表へのIFRS適用は理解できます。これに対して、個別財務諸表は、会社法上の分配可能額の計算や法人税法上の課税所得の計算にも用いられており、利害関係者間の調整や会計実務に密接な関わりがあります。IFRSの受け入れにあたっては、個別財務諸表はこれら他の制度との関係を整理するための検討・調整の時間が必要となるため、

連結財務諸表に限定した方がスムーズです。中間報告案ではこの点を勘案して、少なくとも任意適用時においてはIFRSを個別財務諸表に適用しないことが妥当だとしています。

結果として、個別財務諸表と連結財務諸表とで用いられる会計基準が異なり、連単分離となります。素晴らしいアイデアのように思える連単分離ですが、実は様々な問題が内在しています。

まず、個別財務諸表基準性の原則（連結財務諸表原則一般原則二）に反するのではないかという問題です。この原則によれば、連結財務諸表作成の基礎となる個別財務諸表にもIFRSを適用する必要があります。今後も個別財務諸表は開示規制の観点から一定の役割を果たし続けることが想定されており、連結財務諸表とは異なる会計基準が用いられている事実には合理的な解釈を与えることは困難だといえるでしょう。

次に、個別財務諸表だけを作成している上場企業にIFRSを適用するのかどうかという問題があります。現在、上場企業のうち連結子会社がないことから個別財務諸表のみを作成している企業は、東証で約200社、JASDAQでは約260社存在しています。連単分離ということで、当該企業がJ-GAAPにより財務諸表を作成した場合、企業間での比較可能性が損なわれることが予想されます。なお、この点について中間報告案では、追加的な情報としてIFRSによる個別財務諸表の作成を認めることを示唆しています。

さらに、事業分割あるいは子会社の合併といった手段により、連結財務諸表の開示が要請される企業集団と個別財務諸表の開示のみが要請される企業の区分が恣意的に行われる可能性も指摘できます。その結果、実態が変わらないのに適用される会計基準が異なることとなります。この点についても配慮が必要です。また、連単分離の場合は、二重の会計システムを要求するので企業の経済的負担は必然的に大きくなります。

このように、連単分離には解決しなければならない問題が少なくありません。なお、中間報告案では、連単分離ではなく「連結先行」を謳っています。連結先行とは、「連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方」と説明されています。「先行」という言葉からは、将来的には個別財務諸表もIFRSへ移行していくというニュアンスが伝わってきます。要するに、連単分離は一時的なものだということです。

このような考え方が金融庁から初めて示されたのは、2008年8月のことです（「会計基準の国際化。『連結先行』で改正へ」日本経済新聞2008年8月13日朝刊）。ドイツやフランスが上場企業の連結財務諸表へはIFRSを義務付ける一方、個別財務諸表には自国基準を残したことから、日本もその方法に倣ったものと考えられます。なお、その時点では、日本はアドプシオンの検討すら表明していませんでした。当時の記事には、「企業会計の国際化に迅速に対応するために、連結決算の会計基準を単独決算より先行して改正」、「単独決算の改正は税制などとの調整が必要」、「国際基準を受け入れる布石」とあります。

しかし、連結先行ではいずれ個別財務諸表をどうするかが問題になります。また、連単分離にしても、個別財務諸表と連結財務諸表とで用いられている会計基準が異なることに合理的な解釈を与えることができない場合には、個別財務諸表に対してもIFRSを適用すべきとの機運が高まっていくことは想像に難くありません。そうなった場合、危惧すべきは上場企業以外にもIFRSが広がっていくという展開です。250万社を超える株式会社のうち、上場企業は3,900社ほどに過ぎません。残りの大部分の企業にはIFRSなど論外です。とはいっても、火の粉

が降りかかってこないという保証はないのです。

なお、中間報告案では、将来的にIFRSが強制適用された場合の個別財務諸表の取扱いについて、「幅広い見地からの検討を行う必要がある」と述べるに留まり、現段階における明言を避けています。

## (2) 強制か任意か

もう1つの大きな論点は、IFRSの適用を義務付けるかどうかです。中間報告案では、強制適用の判断の要素として、①IFRS適用に向けた課題の達成状況、②任意適用期間におけるIFRSの適用状況、③EUやその他諸国のIFRSの適用状況、④アメリカの強制適用に関する意思決定、をあげています。強制適用の判断時期は、2012年を目途としていますが、前記の考慮要素の状況次第で前後するようです。なお、アメリカが適用を義務付けるかどうかを決定するのが2011年ですから、アメリカの動向を踏まえて判断することができます。

ところで、アドプションばかりに目を奪われがちですが、日本ではコンバージェンスの作業も継続しています。第一段階は2008年12月に完了しており、現在は第二段階（目標期日2011年6月）です。このままいくとIFRSとJ-GAAPとの差異がほとんどなくなります。仮に強制適用となった場合には、J-GAAPを放棄することになるわけですが、それでは現在、進められているコンバージェンスにはどのような意味があるのでしょうか。また、任意適用となった場合には、主要な差異がない二つの会計基準が市場に存在することになります。これにはどのような思惑があるのでしょうか。この素朴な疑問を出発点として、強制適用と任意適用について考えてみます。

まず、強制適用となった場合ですが、コンバージェンスによりJ-GAAPとIFRSとの差異が小さくなっていけば、IFRSへの移行が容易になると考えられます。また、会計基準の統一による比較可能性の向上も期待できます。反面、

今後、日本は会計基準開発の権限の大部分を失う可能性があります。この点、同じくアドプションを表明したアメリカとは置かれている立場が違うといえるでしょう。ASBJの役割は、統合化が求められていない企業へ適用される会計基準の開発、IFRSの運用・解釈指針の策定、IASBとの連携を通じて基準策定をサポートすること等にとどまるかもしれません。また、その場合には唯一の基準設定機関になるであろうIASBと国際会計基準委員会財団（IASCF）のガバナンス強化の重要性は一層高まるといえます。

任意適用となった場合には、コンバージェンスにより高品質な会計基準としてJ-GAAPが高い評価を維持することが可能となります。また、会計基準開発の権限も従来どおり保持することができます。しかし、同一市場に複数の会計基準が並存することは、投資家の利便性や市場の信頼性の確保から望ましいとはいえません。さらに、J-GAAPを維持し続けるためには、コンバージェンスの作業を永遠に行う必要があります。強制適用の場合と比べた場合の比較可能性の問題も考えられます。

このように、いずれも考慮しなければならないことは多く、また、適用を義務付けるかどうかで大きな違いがあることを認識すべきです。最近では強制適用という声をよく耳にしますが、そもそもIFRSを強制することが現行の法体系のもとで可能なのかという問題も存在します。どうということかと申しますと、連結財務諸表規則は第1条において、連結財務諸表作成に適用される会計基準について一般原則を定めています。そして、第1項には「この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う」とあります。

ここにいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」の内容なのですが、企業会計審議会より公表された企業会計基準はこれに該当します（第2項）。

他方、ASBJから公表される企業会計基準については触れられておらず、個々の基準が公表される毎に金融庁のガイドライン（行政文書）により「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として扱われこととなります。このような扱いがなされるのは、ASBJが法令に基づかない民間組織だからです。この並びで考えると、同じく民間組織であるIASBが公表するIFRSについてもガイドラインで対応すると予想されます。ガイドラインは、「従ってもよい」というものです。強制適用にあたっては、どのような法手続きによりわが国の法秩序に組み入れるのかという問題も残っているのです。

## 6. アドプションした場合の連単財務諸表の関係について

以上の中間報告案の論点整理を踏まえた上で、IFRSと連単財務諸表の関係について考えてみたいと思います。

中間報告案で示されている任意適用時の連単財務諸表の関係は、**図表5**のとおりです。この場合、上場企業の連結財務諸表はIFRSかJ-GAAPのいずれかで作成されることとなります。同一市場に複数の会計基準が並存するので、投資家の利便性や市場の信頼性の確保の視点から望ましいとはいえません。さらに、連結財務諸表をIFRSで作成した場合には連単分離となり、先に指摘した問題が生じます。企業の負担増も避けられないでしょう。反面、上場企業の個別財

図表5 中間報告案——任意適用時

	上場企業	非上場企業
連結財務諸表	IFRS or J-GAAP	J-GAAP
個別財務諸表	J-GAAP	J-GAAP

図表6 強制適用のバリエーション①

	上 場	非上場
連結財務諸表	IFRS	J-GAAP
個別財務諸表	J-GAAP	J-GAAP

図表7 強制適用のバリエーション②

	上 場	非上場
連結財務諸表	IFRS	J-GAAP
個別財務諸表	IFRS or J-GAAP	J-GAAP

図表8 強制適用のバリエーション③

	上 場	非上場
連結財務諸表	IFRS	J-GAAP
個別財務諸表	IFRS	J-GAAP

務諸表と非上場企業にはJ-GAAPを適用するため配当及び課税に関する問題、中小企業への影響も回避されます。また、ASBJは会計基準開発の権限を従来どおり保持することができます。

続いて、将来的に強制適用になった場合です。なお、その際の検討の視座ですが、まず、税務上の対応を考える前に税務への影響を小さくすることについて配慮すべきです。関連諸法制へのインパクトやIFRS導入の影響が最も小さくなる選択肢を検討すべきでしょう。次に、IFRSは、その対象として上場企業が想定されており、いわば大企業の問題です。そして、その裏には、圧倒的多数を占める中小企業の会計をどうするかという問題が潜んでいます。以上の二つの視座を持つことが大切だといえます。

想定され得る連単財務諸表の関係についてバリエーションを示したものが図表6から図表8です。なお、IFRS適用は上場企業に限定しています。これは、非上場企業への負担を考慮してのことです。ドイツやフランスのように非上場でも連結財務諸表にIFRSと自国基準との選択適用を認めるといった方法も考えられますが、ここでは一律にJ-GAAP適用としました。

関連諸法規へのインパクトやIFRS導入の影響を最小にすることを考えると個別財務諸表へIFRSを適用するかどうかポイントになります。IFRSは、配当規制や課税所得計算といった局面については全く考慮することなく開発されており、個別財務諸表をIFRSで作成した場合には会社法や税法への影響は必至です(②でIFRSを選択したケース、③のケース)。個別財務諸表をJ-GAAPで作成すればこの問題は回避できますが、今度は連単分離となります(①のケース、②でJ-GAAPを選択したケース)。この場合、個別財務諸表と連結財務諸表とで用いられている会計基準が異なることに合理的な解釈を与えることができない場合には、いずれ個別財務諸表に対してもIFRSを適用すべきとの機運が高まっていくことは想像に難くありません。これは先に指摘したとおりです。

裏からいうと、連単分離に何らかの合理的な解釈を与えることができればこの問題を回避することは可能だともいえます。例えば、連結財務諸表は開示目的、個別財務諸表は利害調整目的(配当・税目的)というように各々の財務諸表を位置づけるといったアイデアです。要す

るに、個別財務諸表には開示目的を負わせないという考え方であり、個別財務諸表の簡素化、あるいは非開示といった選択肢もこの延長線上にあるといってもよいと思います。昨年10月に公表された日本経団連の報告書<sup>3</sup>も、個別財務諸表の抜本的な簡素化を謳っています。ただし、これが青写真の段階を超えて実現へ向けて一歩踏み出した場合にどのようなことが起こり得るかは想定しておくべきでしょう。しばしば耳にする、個別財務諸表の非開示についても、そのような状況にある主要国はアメリカだけであるという事実をどのように受け止めるのか、そして、会計利益と課税所得との可視的なリンクの切断がどのような事態を生ぜしめることになるかを考えておくべきです。

ここでは、3つのバリエーションを示しましたが、税務への影響を最も小さくするという点からは、やはり連単分離に合理性があると思います。先に報告したとおり、ドイツやフランスでも個別財務諸表には自国基準を用いています。これは個別財務諸表を配当・課税ベースの把握の手段として機能させている国の特徴だともいえます。

## 7. IFRS 導入と確定決算主義

仮に連単分離により個別財務諸表と税との関係が維持され、従来どおり個別財務諸表をJ-GAAPで作成することが可能となった場合、配当や税額計算への影響がなくなるかという点、そうではありません。もちろんIFRSで作成する場合に比べ小さくなりますが、コンバージェンスが継続している以上、会社法、税法への影響は避けられないでしょう。また、しばしばトライアングル体制と呼称されてきたように、わが国では金融商品取引会計、会社法会計、税法会計が密接な関係を維持してきました。それが最近では、金融商品取引法会計と会社法会計が

接近し、また、金融商品取引法会計にIFRSの影響が及ぶ等、これまでの企業会計と税法との関係が変容してきたといえます。

このような状況において、大きな論点となるのが確定決算主義をどうするかという問題です。すでに確認したように、確定決算主義はわが国税法が一貫して採用しており、かつ課税所得の算定上において極めて重要性が高いものです。また、諸外国においても、いわゆる確定決算主義的な視点は存在しています。これは、成文法系の国、慣習法系の国の別を問いません。そう考えると、確定決算主義に係る議論は、維持か廃止かという二者択一的な問題ではなく、あくまで程度の問題だといえます。

それでは具体的にどこを検討していくのかということになるのですが、やはりネックとなるのは損金経理要件だと思います。ただし、ここで注意すべきは、確定決算主義にはさまざまな問題が混在していることです。例えば、かねてからの問題に逆基準性があります。法人税法では、企業会計依存という課税所得の計算構造を採用しており、理論上は会計慣行に追従すると考えられますが、実務上は税法基準に準拠した会計処理が広く行われていたことは周知のとおりです。このような状況を生み出した原因としては、企業会計基準の整備が遅々として進まなかったこともあげられますが、むしろ、確定決算主義（特に損金経理要件）に対して矛先が向けられることが多かったといえます。

このような問題とは別に、税法独自の改正により確定決算主義の理念が無視されているとの批判もあります。もう、10年ほど前になりますが、1998年度の法人税制改正では、課税ベースの拡大と税率の引下げが行われました。本来、課税ベースは公正処理基準により算定されるものであり、この改正は課税ベースの公正処理基準からの離脱を意味しています。最近では、2006年度の減価償却規定において250%償却率

<sup>3</sup> 日本経済団体連合会 [2008], 『会計基準の国際的な統一化へのわが国の対応』。

が導入される等、税法独自の改正により確定決算主義の理念が無視される事態が生じています。

この他にも、確定決算主義にはさまざまな批判があります。コンバージェンスやアドプションの視点から確定決算主義を論じる際には、問題を混同させることなく議論していくべきです。また、コンバージェンスが企業利益と課税所得との乖離をもたらし、確定決算主義の見直し論へつながるかという点、必ずしもそうとはいえないことにも留意すべきです。最近の法人税法の改正をみると会計基準の改正に呼応している部分もみられるからです。例えば、金融商品の評価損益の計上（認識）については、法人税法においても金融商品に係る会計基準に沿った改正が行われています。また、ASBJが2008年9月26日に公表した改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」によりLIFOは廃止されることとなりました。これに対し、2009年度税制改正では、法人税法でも経過措置を設けLIFOを廃止することを決定しています。

なお、最初にお話ししましたとおり、損金経理要件についての具体的・個別的な検討は別の機会に譲りたいと思います。アプローチとしては、いくつかあると思います。例えば、損金経理要件が正当化されるには、企業会計と税法規定の趣旨が共通していることが前提なので、各項目についてその趣旨を検討してみるといったものです。その他にも、所得概念や租税原則といった視点からの検討も重要だと考えております。

ここまでが、報告の大きな目的の2つ目となります。

## 8. おわりに

最後に、IFRSが採用しているプリンシプルベースと税との関係について若干述べさせてい

ただきます。報告時間も残り僅かなので、ここからは私の雑感ともいえるものです。プリンシプルベースは、課税の公平の観点からしばしば問題を指摘されます。これについては、日本におけるアドプションの実態がまだ見えていないので、今の段階では税務上どのように対応するかという答えを持っておりません。

ただ、会計が従来のルールベースからプリンシプルベースへと移行した経緯は大変に興味深いです。ルールベースの場合、長い年月を経て基準が複雑化し、それが基準の逆読みを導き、会計不正の温床になるのはよく言われることですが、実は、税の世界でも同じようなことが起きているからです。

アメリカ税法における事業形態選択のルールを例にあげますと、アメリカでは、基本的に法人税と所得税との調整を行っておりません。いわゆるクラシカルメソッドを採っています。したがって、法人課税の対象になるか、あるいはパートナーシップ課税になるかにより、税負担が異なっています。どちらの課税に服するかは規則により判断されますが、その判定には常に困難が生じていました。納税者が、税負担が軽くなる事業形態に判定されるよう規則を逆読みするからです。これに対し、課税庁は規則をさらに詳細なものにしていきます。まさに、課税庁と納税者との「いたちごっこ」です。課税庁は多大な事務量を必要とするようになり、最終的には法人課税とパートナーシップ課税の選択を一定の要件のもと納税者自身に委ねてしまいました。これは「課税庁の仕事の放棄」などとも非難されていますが、ルールで縛ることの限界を示している例だともいえます。

時間になりましたので、以上を持ちまして私の報告とさせていただきます。ありがとうございました。